

## 佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域脱炭素への移行及び再生可能エネルギーの導入推進を図るため、予算の範囲内において、佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）、佐世保市補助金等交付規則（平成17年3月31日規則第53号。以下「規則」という。）その他の法令及び関連通知の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、国交付要綱及び規則において使用する用語の例による。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、補助の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金の交付を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

(1) 市税に滞納がある者

(2) 佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、別表に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、申請の内容を審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金交付を決定したときは、佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(変更等の承認申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金（変更・中止・取下）承認申請書（様式第6号）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければな

らない。

- (1) 補助対象事業を新たに追加しようとするとき
- (2) 補助対象事業を中止し、又は取下げしようとするとき
- (3) 補助対象設備の種類、出力、容量を変更しようとするとき
- (4) その他市長が必要と認めるとき

2 市長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金（変更・中止・取下）決定通知書（様式第7号）を交付するものとする。

（交付の条件）

第7条 事業を実施する場合において、この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知を遵守すること。
- (2) 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (3) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の重要な財産を、市長の承認を受けないで、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。
- (5) 前号の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- (6) 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。この号において「財産処分承認基準」という。）の例による。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。
- (7) 市長は、補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補

助事業者に納付させることができる。

(補助事業の完了予定期日の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、市長に佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金完了予定日変更報告書(様式第8号)を提出し、その旨を報告するものとする。

(交付の決定の取消し)

第9条 市長は、規則第7条の規定により交付の決定を取り消したときは、申請者に佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付決定取消通知書(返還請求書)(様式第9号)を交付し、補助金の一部又は全部の返還を命じることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金実績報告書(様式第10号)に、別表に定める書類を添えて、同表に定める期限までに市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、報告内容がこの要綱の規定に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するとともに、佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付額確定通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金支払請求書(様式第13号)を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(自家消費量等の報告)

第13条 補助事業者は、発電した電力量や自家消費量等の実績について、補助事業の完了年度の翌年度1年分を、自家消費量に関する報告書(様式第14号)により、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、発電した電力量や自家消費量等に関する事項について、必要に応じて報告をさせ又は検査を行うことができる。

(書類の整備保管)

第14条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第7条第5号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月3日から施行する。

(失効)

2 この要綱は令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条、第13条及び第14条の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

別表（第3条、第4条、第10条関係）

(1) 自家消費型太陽光発電設備

補助の目的	太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用促進を図る。	
補助対象者	<p>(1) 個人 佐世保市内において自ら所有し居住する戸建て住宅、又は自ら所有し居住するために新築等を行う戸建て住宅に太陽光発電設備を設置する者。</p> <p>(2) 事業者 佐世保市内において占有し業務を行う事務所等、又は業務を行うために新築等を行い占有する事務所等に太陽光発電設備を設置する法人又は個人事業主。</p>	
補助対象事業	<p>自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別紙2の1及び2ア(ア)に定める補助要件を満たすこと。</li> <li>2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。</li> <li>3 佐世保市内に設置されるものであること</li> <li>4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</li> </ol>	
補助金額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人 7万円/kW 事業者 5万円/kW</li> <li>2. 1件あたりの補助上限額を80万円とする。</li> </ol> <p>※（2）蓄電池との合計補助金額</p>	
交付申請書	様式	佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付申請書（様式第1号）
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の10月末まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請者の確認書類 (1)個人 運転免許証の写し、住民票の写し<sup>※1</sup>等 (2)事業者 (法人) 登記事項証明書の写し<sup>※1</sup> (個人事業者) 営業許可証、開業届出書、確定申告書の写し<sup>※2</sup>等</li> <li>2 滞納のない証明書<sup>※1</sup></li> <li>3 補助対象設備により発電する電力の消費量計画書（様式第2号）</li> </ol>

		<p>4 補助対象事業費内訳書（様式第3号）</p> <p>5 見積書（補助対象事業費の内訳が確認できるもの）</p> <p>6 誓約書（様式第4号）</p> <p>7 導入予定設備の概要が分かる書類（カタログ等）</p> <p>8 機器配置図</p> <p>9 （代理人が申請する場合）委任状</p> <p>10 その他市長が必要と認める書類</p> <p>※1 申請日から3か月以内を取得したもの</p> <p>※2 申請日の直近のもの</p>
実績報告書	様式	佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金実績報告書（様式第10号）
	提出期限	補助事業が完了した日から30日以内または交付申請をした日の属する年度の11月末までのいずれか早い日
	添付書類	<p>1 補助対象事業費内訳書（実績）（様式第11号）</p> <p>2 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し</p> <p>3 補助対象設備の設置に係る支払いを証する書類</p> <p>4 補助対象設備の施工前・施工後の状況を記録したカラー写真（住宅全景及び申請する全ての設備・機器の設置（予定）箇所が分かるもの。また、着工日及び工事完了日が分かるもの）</p> <p>5 補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真（設置場所や補助対象設備に貼付された銘板等の表示がわかるもの）</p> <p>6 電力会社の系統との接続契約書の写し※3</p> <p>7 固定価格買取制度（FIT）およびFIP制度の認定を受けていないことが分かる書類※3</p> <p>8 （蓄電池を設置する場合）太陽光発電設備と直接連携していることが確認できる書類</p> <p>9 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの</p> <p>※3 実績報告時に提出できない場合は、様式第10号に提出予定日と理由を明記の上、提出予定日に提出すること。</p>
その他交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は補助対象外とする。</li> <li>・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</li> </ul>	
申請等様式の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第1号、第4号、第6号、第8号及び第10号以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。</li> </ul>	

(2) 蓄電池（(1)の付帯設備であること。）

補助金の目的	太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用促進を図る。	
補助対象者	本補助金を使って自家消費型太陽光発電設備を設置した者のうち、自家消費型太陽光発電設備の付帯設備として蓄電池を設置した者。	
補助対象事業	<p>（1）の付帯設備として蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>※蓄電池のみの設置は対象外とする。</p> <p>1 国実施要領別紙2の1及び2ア(イ)に定める補助要件を満たすこと。ただし、交付率等の規定については、改正時附則3により従前の例による。</p> <p>2 佐世保市内に設置されるものであること。</p> <p>3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業ではないこと。</p>	
補助金額	<p>1. 蓄電池の価格（円/kWh）の1/3 ただし、蓄電システムの価格は下記（※1）を上限とする。</p> <p>※1 家庭用（4,800Ah・セル相当のkWh未満）： 15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き） 業務用（4,800Ah・セル相当のkWh以上）： 19.0万円・kWh（工事費込み・税抜き）</p> <p>※2 家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。</p> <p>2. 1件あたりの補助上限額を80万円とする。 （（1）自家消費型太陽光発電設備との合計額）</p> <p>※上限を超える蓄電池は対象外 ※1,000円未満切り捨て</p>	
交付申請書	様式	佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付申請書（様式第1号）
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の10月末まで
	添付書類	<p>1 見積書（補助対象事業費の内訳が確認できるもの）</p> <p>2 蓄電池の仕様が分かる資料（様式自由）</p> <p>3 その他市長が必要と認める書類</p>
実績報告書	様式	佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金実績報告書（様式第10号）
	提出期限	補助事業が完了した日から30日以内または交付申請をした日の

		属する年度の11月末までのいずれか早い日
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象事業費内訳書(実績) (様式第11号)</li> <li>2 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し</li> <li>3 補助対象設備の設置に係る支払いを証する書類</li> <li>4 補助対象設備の施工前・施工後の状況を記録したカラー写真 (住宅全景及び申請する全ての設備・機器の設置(予定)箇所 が分かるもの。また、着工日及び工事完了日が分かるもの)</li> <li>5 補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真(設置場所や 補助対象設備に貼付された銘板等の表示がわかるもの)</li> <li>6 電力会社の系統との接続契約書の写し<sup>※3</sup></li> <li>7 固定価格買取制度(FIT) およびFIP制度の認定を受け ていないことが分かる書類<sup>※3</sup></li> <li>8 太陽光発電設備と直接連携していることが確認できる書類</li> <li>9 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの</li> </ol> <p>※3 実績報告時に提出できない場合は、様式第10号に提出予 定日と理由を明記の上、提出予定日に提出すること。</p>
	その他交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は補助対象外とする。</li> <li>・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</li> </ul>
	申請等様式の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第1号、第4号、第6号、第8号及び第10号以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。</li> </ul>

佐世保市長 様

佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付申請書

佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金の交付を受けたいので、佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第4条の規定により、別表に掲げる書類を添えて申請します。

申請者	氏名 (事業者にあつては 団体名及び役職・ 代表者氏名)		担当者名 (事業者の場合記載)	
	住所		連絡先	
			メールアドレス	
補助対象設備の設置場所				
工事予定	着工予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
太陽電池モジュール	公称最大出力	kW	メーカー・型番	
パワーコンディショナ	定格出力合計	kW	メーカー・型番	
太陽光発電設備 補助金額	最大出力 (小数点以下切り捨て)	(A) kW	太陽電池モジュール公称最大出力合計または パワーコンディショナー定格出力合計の低い方	
	補助金の額【(A)×補助単価】 (1,000円未満切り捨て) ※補助単価：個人7万円、事業者：5万円		(B)	円
蓄電池	定格容量 (小数点第2位以下切捨)	(C) kWh	メーカー・型番	
蓄電池設備 補助金額	補助対象経費（工事費込み・税抜き）		(D)	円
	価格/kWh【(D)÷(C)】 (小数点以下切り上げ)			円
	<input type="checkbox"/> 家庭用12.5万円/kWh以下又は業務用11.9万円/kWh以下の蓄電システムの調達に務めましたが、調達困難であることから、上記価格にて申請します。 ※確認した場合は <input checked="" type="checkbox"/> ※補助対象：家庭用15.5万円/kWh、業務用19.0万円/kWh以下			
	補助金の額【(D)×1/3】 (1,000円未満切り捨て)		(E)	円
	蓄電池の仕様の確認 (国実施要領別紙2の27(i)に定める仕様)		<input type="checkbox"/>	適合することを確認しました。 ※確認した場合は <input checked="" type="checkbox"/>
補助金交付申請額【(B) + (E)】 ※上限を超える場合もそのまま記載してください。				円
施工業者	名称		連絡先	
	所在地		担当者	

<確認事項>

以下の事項を確認し、にを入れてください。(全てにを入れた場合のみ、補助対象。)

- 導入予定設備は商用化され、導入実績があること。中古設備でないこと。
- 固定価格買取制度（FIT）又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 本補助金の交付対象経費と重複して、国の他の補助金等の交付を受けないこと。
- 導入する太陽光発電設備による自家消費割合を個人30%以上、事業者50%以上とすること。
- 発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

## 補助対象設備により発電する電力の消費量計画書

氏名 (事業者にあつては団体名 及び役職・代表者氏名)		
太陽光発電設備 出力		kW
年間発電量 見込	(A)	kWh
年間自家消費量 見込	(B)	kWh
年間売電量 見込		kWh
自家消費率 (B) / (A)	%	$\geq 30\%$ $(\geq 50\%)$
	自家消費率は、30%以上とすること (事業者の申請の場合は50%以上)	

※根拠資料を添付してください。

補助対象事業費内訳書（申請）

（円）

補助対象	経費区分	事業経費	補助対象経費	補助対象経費の積算内訳	備考
太陽光発電設備	工事費		(定額)		
	設備費				
	その他経費				
小計					
蓄電池	工事費		(A)		
	設備費		(B)		
	その他経費				
小計			(A)+(B)	←様式第1号の(D)に記入してください	
合計					

※税抜きの価格を記載してください。

※太陽光発電設備の「工事費」欄については、蓄電池等の工事費は除き、太陽光発電設備の設置にかかる費用のみとします。

※蓄電池の「工事費」欄については、太陽光発電設備等の工事費は除き、蓄電池の設置に係る費用のみとします。

※「設備費」欄について、設備機器の費用が工事費に含まれる場合は未記入とします。

## 誓約書（申請者用）

- (1) FIT（固定価格買取制度）の認定またはFIP制度の認定を取得しないこと。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- (3) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (4) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- (5) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- (6) 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- (7) 一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱わないこと。
- (8) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (9) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。なお、設備の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- (10) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (11) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (12) 関係法令及び条例の規定に従い、補助対象設備を処分すること。
- (13) 補助対象設備について、国、県、市から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていないこと。
- (14) 佐世保市暴力団排除条例（平成24年佐世保市条例第1号）に規定された暴力団または暴力団員ではなく、暴力団または暴力団員と以下(a)～(f)の関係を有する者ではないこと。また、暴力団または暴力団員等でないことを確認するため、警察署に照会することについて了承すること。
  - (a) 正当な理由がなく暴力団の活動または暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、または協力した者
  - (b) 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者または暴力団により実質的にその運営を支配されている事業者
  - (c) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
  - (d) 法令上の義務としてする場合、事情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者
  - (e) 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為をともにする等社会的に非

難される関係を有し、又は有していた者

(f) その他暴力団関係者であるとして、警察棟捜査機関から通報があった者、もしくは警察等捜査機関が確認した者

(15) 佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、適切に事業を実施すること。また、万が一、補助金の交付決定の取消しに伴う補助金の返還や、財産処分等により財産処分納付金が発生した場合には、遅滞なく佐世保市の指示に従い返還、納付すること。

(16) 発電した電力量や自家消費量等の実績について、補助事業の完了年度の翌年度1年分を必ず報告すること。また、それ以降も市から要請があった場合には報告を行うこと。

(17) 本事業において佐世保市に提出する書類は、申請者本人、または法律で認められた代理人（行政書士等）が作成すること。

佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金の交付申請にあたり、上記の項目について了承し、遵守することを誓います。

年 月 日

住 所

氏 名（事業者にあつては団体名及び役職・代表者氏名）

（申請者本人が自署してください）

様式第5号（第5条関係）

佐世保市指令 第 号

様

佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金については、佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

年 月 日

佐世保市長

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) この補助金に係る事業が完了したときは、実績報告書を提出してください。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市に報告し、市の承認又は指示を受けてください。
  - ① 事業計画書、収支予算書その他市に提出した書類の内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除きます。）。
  - ② 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
  - ③ 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき。
- (3) 規則及び佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱その他の法令及び関連通知に定められた事項を遵守してください。また、以下の事項を遵守してください。
  - ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知を遵守すること。
  - ② 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
  - ③ 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- ④ 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の重要な財産を、市長の承認を受けないで、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。
- ⑤ 前号の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- ⑥ 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。この号において「財産処分承認基準」という。）の例による。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。
- ⑦ 市長は、補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者へ納付させることができる。

以 上

佐世保市長 様

佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金  
 （変更・中止・取下）承認申請書

先に交付決定を受けた佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金について、補助事業の内容変更、中止又は取下の承認を受けたいので、佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

申請者 (交付決定者)	氏名 (事業者にあつては団体名及び役職・代表者氏名)			担当者名	
	住所			連絡先	
補助金の交付決定		指令番号			
		指令発出日	年 月 日		
承認申請の種類		※該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 内容変更 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 取下			
承認申請の理由					
補助金の交付申請額 ※内容変更の場合のみ記載		(変更前)	円	(変更後)	円

佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金（変更・中止・取下）決定通知書

住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者名

年 月 日付 第 号で交付決定した佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金の（変更・中止・取下）については、年 月 日付で提出された佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金（変更・中止・取下）承認申請書のとおりこれを承認し、佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり（変更・中止・取下）することに決定したので通知します。

年 月 日

佐世保市長

記

1. 変 更 内 容
2. 変更前の交付決定額 円
3. 交 付 決 定 額 円
4. この補助金は、佐世保市補助金等交付規則（平成17年3月31日規則第53号）の適用をうけるものであること。

佐世保市長 様

佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金完了予定日変更報告書

先に交付決定を受けた佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金について、補助事業の完了予定日を変更したいので、佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により報告します。

交 付 決 定 者	氏 名 (事業者にあつては団体 名及び役職・代表者氏名)			連 絡 先	
	住 所				
補 助 金 の 交 付 決 定		指 令 番 号			
		指 令 発 出 日	年 月 日		
補 助 金 交 付 決 定 額		円			
交 付 決 定 時 の 完 了 予 定 日		年 月 日			
変 更 後 の 完 了 予 定 日		年 月 日			
完 了 予 定 日 変 更 の 理 由 (具体的に記載すること)					

様

佐世保市長

佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付決定取消通知書（返還請求書）

年 月 日付で交付決定した佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金について、佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

取消理由	
------	--

- 補助金は交付されていない。
- 補助金がすでに交付されている。

以下のとおり、補助金の返還を請求します。

- 1 返還請求額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還方法

佐世保市長 様

佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金実績報告書

先に交付決定を受けた佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金について、補助事業が完了したので、佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第10条の規定により、別表に掲げる書類を添えて報告します。

交付決定者 (報告者)	氏名 (事業者にあつては団体名 及び役職・代表者氏名)			担当者名 (事業者の場合記載)				
	住所			連絡先				
メールアドレス								
設置場所								
補助金の 交付決定	指令番号			交付決定額	円			
	指令発出日	年	月			日		
日程	工事着工日	年	月	日	工事完了日	年	月	日
	支払完了日	年	月	日	電力会社による 電力系統への接続日	年	月	日
太陽光モジュール	公称最大出力合計		[kW]					
	メーカー・型番							
パワコンデーション	定格出力合計		[kW]					
	メーカー・型番							
	自立運転機能		有 ・ 無					
蓄電池	定格容量		[kWh]					
	メーカー・型番							
	価格（工事費込み・税抜き）							
余剰電力売電の有無	有 ・ 無		売電先					

※以下の書類が添付されていることを確認し、□に✓をつけてください。

- 補助対象事業費内訳書(実績) (様式第11号)
  - 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し
  - 補助対象設備の設置に係る支払いを証する書類
  - 補助対象設備の施工前・施工後の状況を記録したカラー写真  
(太陽光発電設備、蓄電池それぞれに施行場所の全体が分かるもの。また、着工時期が分かるもの)
  - 補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真(設置場所や補助対象設備に貼付された銘板等の表示がわかるもの)
  - 電力会社の系統との接続契約書の写し及び固定価格買取制度 (FIT) 及び FIP 制度の認定を受けていないことが分かる書類
- 【後日提出の場合 提出予定日： 年 月 日 理由： 】
- (蓄電池を設置する場合) 太陽光発電設備と直接連携していることが確認できる書類

補助対象事業費内訳書（実績）

（円）

補助対象	経費区分	事業経費	補助対象経費	補助対象経費の積算内訳	備考
太陽光発電設備	工事費		(定額)		
	設備費				
	その他経費				
小計					
蓄電池	工事費		(A)		
	設備費		(B)		
	その他経費				
小計			(A)+(B)	←様式第1号の(D)に記入してください	
合計					

※税抜きの価格を記載してください。

※太陽光発電設備の「工事費」欄については、蓄電池等の工事費は除き、太陽光発電設備の設置にかかる費用のみとします。

※蓄電池の「工事費」欄については、太陽光発電設備等の工事費は除き、蓄電池の設置に係る費用のみとします。

※「設備費」欄について、設備機器の費用が工事費に含まれる場合は未記入とします。

様式第12号（第11条関係）

佐世保市指令 第 号

様

佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付佐世保市指令 第 号で交付決定し、年 月 日付で実績報告書の提出のあった佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金については、佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

年 月 日

佐世保市長

交付確定額 円

(交付決定額 円)

以上

年 月 日

佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金支払請求書  
(兼支払口座振替依頼書)

佐世保市長 様

請求者 住 所  
氏 名

印

(事業者にあ  
っては団体名  
及び役職・代  
表者氏名)

電話番号 ( )

佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

支払いは、下記の口座に振込をお願いします。

記

1 補助金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 組合 金庫	本店 支店・支所 出張所
口座番号	普通 ・ 当座 (どちらかを○で囲む)	
フリガナ		
口座名義		

※申請者名義の口座を記入してください。

※佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付額確定通知書の写しを添付してください。

年 月 日

佐世保市長様

自家消費量に関する報告書

先に佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金を受けて設置した太陽光発電設備の発電量及び自家消費量について、佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により、以下のとおり報告します。

補助事業の名称		佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金		
報告者	氏名 (事業者にあつては団体名及び代表者氏名)		担当者名	
	住所		連絡先	
補助金の交付額確定		指令番号		
		指令発出日	年 月 日	
補助対象設備の設置場所				
太陽光発電設備出力		kW		
報告期間		年度（ 年 月 ～ 年 月）		
期間中の発電量		(a)	kWh	
期間中の自家消費量		(b)	kWh	
期間中の売電量			kWh	
期間中の自家消費率		(b)÷(a)	%	

※ 発電量等の実績が確認できる書類等を添付すること。

※ この報告以降にも、発電した電力量や自家消費量等に関する事項について報告を求める場合、また検査を行う場合があります。